

特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ情報公開規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ(以下、当団体)が特定非営利活動促進法の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

第2条（当団体の責務）

当団体は、この規程の解釈及び運用にあたっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条（利用者の責務）

第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないし謄写（以下「閲覧等」という）した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第4条（情報公開の方法）

当団体は、情報公開の対象に応じ、公表、書類の事務所備え置き、またはインターネットの方法により行うものとする。

第5条(書類の事務所備え置き)

当団体は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

第6条（事務所備え置きの書類）

前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法に定められた別表1に掲げるものとし次条に規定する閲覧する場所に常時備え置く。

2. 別表1中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては、当該機関分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報公開対象から除外する。

第7条(閲覧場所及び閲覧日時)

当団体の事務所備え置きの対象になる書類の閲覧等の場所は、主たる事務所とする。

2. 閲覧等が可能な日は、当団体の休日以外の日とし、閲覧時間は、業務時間のうち午前10時から午後3時までとする。ただし、当団体は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧等の日時を指定することができる。

第 8 条(閲覧等に関する事務)

閲覧希望者から別表Ⅰに掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式Ⅰに定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、発送、電子メールのいずれかにより提出受ける。
- (2) 閲覧等は、当団体が様式Ⅰを受領した日より 30 日以内に行うこととする。
- (3) 謄写の実費負担は、申請者が負う。

第 9 条(その他)

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な改廃事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

第 10 条 (管理)

当団体の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 25 日より施行する。

別表 I

番号	対象書類等の名称	閲覧可能期間
①	事業報告書等(事業報告書、計算書類、財産目録)	作成の日から起算して 5 年間
②	役員名簿	
③	定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)	最新版
④	認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類。	認定の日から記載して 5 年間
⑤	認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
⑥	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
⑦	前事業年度の収益の明細など	
⑧	助成金の支給の実績を記載した書類	
⑨	①~⑧のほか法律で定める書類	

(注) 閲覧資料は、個人の住所又は居所に係る記載を省略する。

様式 I

申請月日 年 月 日

閲覧(謄写)申請書

特定非営利活動法人 日本小児がん研究グループ

申請者氏名

申請者住所

電話番号

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的にしたがって閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

1. 閲覧希望日

第 1 希望 年 月 日

第 2 希望 年 月 日

2. 閲覧対象書類

3. 閲覧の目的